

外貨定期預金規定（通帳用）

1.（預金の受入れ）

この預金の受入額は、当行所定の通貨単位の金額で受入れます。

円貨を外貨と交換して預入れられる場合には、当行所定の為替相場を適用します。

2.（自動継続）

この預金のうち自動継続扱いのものは、預入れ明細ごとに、通帳に「元利継続」と記載されます。この記載のない場合は、自動的に継続されませんので、書換継続にはかならず当行所定の手続きをお取りください。

自動継続外貨定期預金は、通帳に記載の満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続した預金についても同様とします。ただし、元金に利息を加えて自動継続する扱いで、元金と利息の合計額が当行所定の金額以上になる場合は満期日に継続を停止しますので、当行所定の書換継続の手続きをお取りください。

自動継続外貨定期預金の満期日は、常に預入日（継続をした場合はその継続日）の応当日とします。預入日（継続をした場合はその継続日）の応当日が当行窓口休業日の場合は、翌当行窓口営業日を満期日とします。なお、1年物自動継続外貨定期預金については、預入日（継続をした場合はその継続日）の応当日が当行窓口休業日の場合、前当行窓口営業日を満期日とします。

自動継続外貨定期預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

継続を停止するときは、満期日（継続をした場合はその満期日）までにその旨を当店に申し出てください。

3.（預金の支払時期）

この預金のうち自動継続扱いでないものは、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、自動解約入金方式を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金して支払います。

この預金のうち自動継続扱いのものは、継続を停止した場合に、満期日以後に支払います。

4.（利息）

この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率によって計算します。自動継続扱い以外のものはこの預金とともに満期日以後に支払います。自動継続扱いのものは、継続日に元金に組入れます。

自動継続扱いのもので継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

満期日以後の利息（自動継続扱いを停止した場合における満期日以後の利息を含みます）は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数について当行所定の利率によって計算します。

第5条第4項の規定にもかかわらずお客さまからの解約請求に応じるとき、及び当行が債権回収のためにこの預金を解約するときなど当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をした場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金の付利単位は預入れ外貨の1通貨単位とします。

5.（預金の解約）

この預金を第3条第1項の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名して、この通帳とともに提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の払戻しをお断りすることがあります。

円貨による解約は解約日の当行所定の為替相場により換算のうえ支払います。

外貨現金による解約については、当行の都合によって当行所定の為替相場により換算した当該外貨額相当の円貨により支払うことがあります。

当行の債権保全の必要があるときその他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

6.(手数料)

この預金の預入れ、または解約については、当行所定の取扱手数料をいただきます。

7.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

この通帳や届出の印章を失ったとき、または、届出の印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

この通帳または届出の印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8.(印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印章または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9.(譲渡、質入の禁止)

この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10.(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11.(準拠法)

この預金取引については、外国為替および外国貿易法または同法に基づく命令規則等も適用されます。

この預金に関し紛争が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

12.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章または署名により記名押印または署名して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の

前日までの期間については通帳記載の利率、満期日以後の期間については当行所定の利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、並びに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

14.(取扱内容の変更等)

当行は、外国当局の規制または政策変更その他の相当な事由があると認められる場合には、取扱内容の変更、預金取引の停止をすることができるものとします。

15.(人民元建て外貨定期預金に関する特約規定)

人民元建ての外貨定期預金については、外貨定期預金規定(通帳用)にかかわらず、人民元现金での受入れ、払戻しは行いません。なお、本特約規定で定める事項のほかは、外貨定期預金規定(通帳用)により取扱います。

以上

(2020年4月1日現在)